

# 令和2年度に経営事項審査を受ける皆様へ（主な変更点）

秋田県建設部建設政策課

## 1 技術職員の資格の確認方法が変わります

技術職員の資格の確認については、従来の技術職員リストによる確認を廃止し、原則として資格者証等の写しの提出により確認します。

ただし、前年に申請した技術職員の内容に変更がない場合は、当該職員の資格者証等の提出を省略できます。

※詳細は手引きの11ページをご確認ください。

## 2 建設機械の保有状況の確認書類を簡素化します

建設機械を自社所有している場合であって、前年の経営事項審査の際に申請した建設機械を引き続き申請するときは、当該建設機械の確認書類（売買契約書・譲渡証明書等）の提示を省略できます。

※詳細は手引きの10ページをご確認ください。

## 3 （再掲）入金の確認できる書類の提示が不要になります

これまで完成工事高の確認書類として提示を求めていた、工事請負代金の受領が確認できる書類（通帳等）の確認は、原則行わないこととしていますが、入札参加資格審査の申請において、一般土木工事、建築一式工事及び舗装工事の各工種を申請する場合は、従前どおりそれぞれの工種の最高元請負額となる工事の入金確認を行いますのでご注意ください。

## 4 その他

確認方法の変更に伴い、申請書の様式を一部変更しておりますので、必ず秋田県ホームページから最新の申請書様式をダウンロードして申請してください。

- ・ 申請の手引き (<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/10510>)
- ・ 申請様式 (<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/10512>)